

2026年3月24日

大阪府知事 吉村 洋文 様

自治労大阪府職員労働組合
執行委員長 竹下 知法

2026年春季生活要求および職場環境改善等要求書

2026年春季生活要求および職場環境等要求書として下記のとおり要求する。

記

《春季生活要求》

1 労使慣行に関すること

労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては一方的実施を行わないこと。

2 給与等に関すること

- (1) 大阪府に雇用されている全ての労働者の最低賃金を月額213,100円以上(日給10,655円以上、時給1,375円以上)とすること。
- (2) 臨時的任用職員、会計年度任用職員の給与を引き上げること。また、給与決定にあたっては、上記(1)水準以上を基本とし、職務内容、在勤地域、職務経験等の要素を考慮すること。
- (3) 再任用職員の給料表を引き上げること。一時金の支給月数を常勤職員と同月数となるよう引き上げること。
- (4) 国における他の俸給表に根拠を置くなど、特殊性が恒常的な者に支給されている特殊勤務手当については、給料の調整額に移行すること。また、給料表1級、2級の調整基本額を引き上げること。

(要望事項)

- ① 大阪府が行う公共調達契約では、次の点での検討を行うこと。
 - ア 公共サービス提供者を決定する際には、現在実施している総合評価方式に加え、男女平等参画、公正労働基準の確立など社会労働的価値についても評価点とすること。
 - イ 公共サービスの供給者が民間事業者となった場合には、そこで働く人々が人間らしい生活を営める賃金を保障されるよう、「低入札価格調査制度」「最低制限価格制度」などを機能させること。
 - ウ 自治体の責任だけでなく、事業者の雇用責任等を明記し、社会的価値の実現を追求することを宣言する基本条例として「公契約条例」を制定すること。また、制定するために労働側委員が参加する「研究会・審議会」を設置すること。
- ② 2026年度予算に賃金引上げ分を計上すること。

3 人員等に関すること

(要望事項)

- ① 恒常的残業の解消、過重労働による健康被害防止のため、継続的に恒常的残業が発生している職場を明らかにし、業務量に見合った人員配置を行うこと。
- ② 現業職場での退職予定者の退職後欠員を、完全に補充するなど労働条件が低下しないよう措置すること。
- ③ 緊急時および大規模災害時等に備えるため、必要な人員を確保すること。

- ④ 育児・介護・病気等の各種休職者の状況を把握し、恒常的な休職者を欠員として正規職員で補充すること。
- ⑤ 独法化されている府立病院機構の各病院、大阪産業技術研究所、環境農林水産総合研究所、大阪健康安全基盤研究所について、設立団体の大阪府は当事者としての認識と責任を持ち、労働条件の悪化につながるような運営交付金の削減を行わないこと。また、各法人と当該労組との協議が誠実に行われるよう協力すること。

- 4 各支部等の要求に関すること
各支部等の要求についても誠意ある協議を行うこと。

《職場環境改善等要求》

- 1 職場環境の改善に関すること
 - (1) 組織再編に係る職場環境の変更は、誠意を持って十分に協議を行うこと。また、常に快適な職場環境の確保に努めること。
 - (2) 耐震性能等が低い庁舎は移転・建替え・補強工事を実施するなど、職員の安全な職場環境を確保するとともに、府有施設・設備については、福祉のまちづくり条例に沿った十分な措置を講じること。
 - (3) 労働安全衛生法令・大阪府職員安全衛生管理規程および「事務所等の環境測定の手引き」で定める内容を遵守し、各職場に男女別の休養室および更衣室を設置するとともに、救急箱の更新を図るなど、快適な職場環境の整備を行うこと。
 - (4) 庁舎の福利厚生施設（食堂、会議室等）の充実を図ること。
 - (5) 執務室等の空調、換気、照明、騒音、衛生等は、日常的な点検を充実するとともに、冷暖房運転は、職員の健康管理に留意して柔軟に対応すること。
 - (6) 地震災害等の発生に備えて「大阪府庁業務継続計画（BCP）」に定める職員用食料等の備蓄は、毛布等を含めて各庁舎の職員数に応じた十分な備蓄を行い、被災時の職員の労働条件を確保すること。
 - (7) 被服等の支給・貸与は、対象となる業務を継続して検討すること。また、被服等の種類、支給・貸与数は業務・職場の状況、時季等を考慮するなど、柔軟に対応すること。
 - (8) 職員端末機は1人1台とし、必要に応じてプリンタ・ケーブル端子等の周辺機器の拡充に努めること。
 - (9) OA化に対応した机・椅子を早急に導入すること。
 - (10) 職場実態に合わせて予防も含めた熱中症対策を講ずること。
 - (11) 庁舎内での感染症対策として、執務室内の換気、消毒等、必要な対策を講じ、職員・来庁者の安全を確保すること。

（要望事項）

- ① 老朽化した出先職場庁舎（築20年以上）は、建替計画を明らかにすること。また、補修・修繕も計画的に行うこと。
- ② 庁舎管理・設備管理に関わる予算は十分に確保すること。また、執務室・会議室・書庫等の拡張・整備対策を講じること。
- ③ 情報セキュリティや防犯対策等は、実効性ある危機管理体制を確立すること。

- 2 職員の健康管理、労働条件、福利厚生に関すること
 - (1) 治療と仕事の両立を支援するため、職員安全衛生管理規程の柔軟な運用や、短時間勤務制度の導入、両立支援プランを策定するなどの健康確保対策を講じること。

- (2) 安全衛生協議会及び各安全衛生委員会について、活動充実や機能強化を図るなどにより、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境づくりを促進すること。
- (3) 健康管理の観点から、「過重労働による健康障害防止のための産業医による保健指導実施要綱」の啓発、指導を徹底すること。
- (4) 専門家による相談窓口を設けるなど、他人の権利を制限する可能性のある業務に従事する職員（子家C・保健所等）の心身の健康保持を図ること。
- (5) 「大阪府職場復帰支援プログラム」の庁内周知の徹底、ストレス相談室と各部局の連携を密にして、職員に不利益が生じないよう、責任を持って対処すること。
- (6) 会計年度任用職員の休暇等について、常勤職員との権衡に基づき、各種休暇等の制度化、拡充を図ること。人事院規則の改正および総務省通知を踏まえ、骨髄等ドナー休暇、保育休暇、子の看護休暇、短期介護休暇を有給化すること。
- (7) 公務中に発生した事故の件数と内容を開示するとともに、公務に起因する死亡・疾病等の原因を調査し再発防止を図ること。また、公務におけるアスベスト被害や現職死亡についても原因等を十分に把握するなど、職員の健康管理の充実に努めること。

被災地への災害派遣等の職員については、派遣前の健康診断を実施して、派遣業務、派遣期間に耐えうる健康状態を確認したうえで派遣するとともに、派遣先での健康管理と、疾病時等に受診可能な診療所等の確保と連携を徹底すること。

災害発生時には、「平成29年(行コ)第68号 公務外認定処分取消請求控訴事件・平成29年12月29日判決」に鑑み、認定が行われるよう、任命権者として認定に向けた役割を果たし、職員とその家族の生活を保障すること。
- (8) 「働き方改革」に基づくテレワークにあたっては、サービス残業等を助長することがないように、また、管理強化とならないよう、労働条件の確保を徹底すること。
- (9) 自然災害発生時等には、全庁での統一的な対応、判断等を明確にして、職員の安全、勤務・労働条件を確保すること。
 - ① 災害発生時には職員の安全確保を優先し、「危険回避」特別休暇の取得を勧奨すること。

あらかじめ公共交通機関等の計画運休等が公表されている場合には、災害対応のための出勤・参集は最小限とし、「災害特休」を全日認めるなど柔軟に対応すること。
 - ② 災害時の職員の初動体制、勤務体制の確立のため必要な人員を確保するなど、職員の勤務・労働条件の改善を図ること。また、各職場での発災時対応等の研修を行うなど、適切な業務遂行と職員の危険回避に努めること。
- (10) 庁用自動車等の点検・整備に努めるなど、安全対策を高め、職場環境の安全を図ること。
- (11) 原子力災害の災害応急対策等、放射線障害になる恐れのある業務に関わる職員の安全を確保すること。
- (12) ハラスメントのアンケート調査を含めた実態把握を踏まえ、ハラスメント防止等に実効ある対策を講じること。また、カスタマーハラスメントについては、労働施策総合推進法の改正を踏まえ、実態の把握に努めるとともに、相談窓口の整備や研修を実施するなど、働きやすい職場環境を整備すること。

さらに、ハラスメントなどの防止に向けた「職員研修」「相談窓口の明示」「トップによる差別のない働きやすい職場環境整備実施の宣言」などの取り組みを、組合との協議のうえ実施するなど、LGBTなど性的マイノリティ当事者が働きやすい環境を整備すること。

(要望事項)

- ① 窓口業務を有する職場について、職場事情に応じて窓口業務時間の短縮を検討すること。